



三木市記者発表資料 (令和6年12月17日発表)			
担当部課名	担当長	担当係	電話番号
市民生活部 生活安全課	課長 平井サエコ (内線 2425)	空き家対策係	0794-82-2000 (内線 2381)

タイトル
<p align="center">「三木市空家等対策計画（案）」のパブリックコメントを募集</p>
<p>本件のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年3月策定の計画について、令和6年度中に計画期間が満了するため、見直しを行います。
<p>説明文</p> <p>市では、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、本市の空家等対策の根幹を担う基本方針や施策を定めた「三木市空家等対策計画（案）」（以下「計画（案）」という。）を作成しました。</p> <p>計画（案）について、市民及び本市に関わりのある方からの意見を聴取するため、次のとおりパブリックコメントを募集します。</p> <p>1 募集期間 令和6年12月16日（月）～令和7年1月20日（月）</p> <p>2 計画（案）の公表場所</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 三木市役所 2階 生活安全課 (2) 三木市役所 3階 情報公開コーナー (3) 吉川支所 (4) 市立公民館 (5) 市ホームページ <p>3 意見を提出できるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 本市の区域内に住所を有するもの (2) 本市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他団体 (3) 本市の区域内に所在する事務所又は事業所に勤務するもの (4) 本市の区域内に所在する学校に在学するもの (5) 本市に対して納税義務を有するもの (6) その他市民意見公募手続に係る事案に利害関係を有するもの <p>4 意見の提出方法及び提出先</p> <p>意見提出用紙に住所、氏名、電話番号を記入の上、提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 持参：市役所 2階生活安全課窓口又は吉川支所市民生活課窓口 (2) 郵送：〒673-0492 三木市市民生活部生活安全課宛（宛先住所は不要） (3) F A X：0794-82-9792 三木市市民生活部生活安全課宛 (4) 電子メール：publiccomment@city.miki.lg.jp (5) 吉川支所及び各市立公民館の「市民の声の箱」へ直接投函



5 提出された意見の取り扱い

提出された意見に対して、個別の回答はしませんが、市の見解とともにホームページ等により一定期間公表（氏名等は非公表）します。

6 ホームページ <https://www.city.miki.lg.jp/site/soshiki/96/18171.html>



本案件は次の SDGs 目標
に関連します。

